令和３年度発電所の立入検査結果について
中部近畿産業保安監督部近畿支部電力安全課
近畿支部管内の火力発電所、風力発電所及び太陽電池発電所に対し、電気事業法第１０
７条の規定に基づき、立入検査を実施したので、その結果を報告します。
１．検査の目的
電気工作物の技術基準への適合状況、保安規程の遵守状況並びに主任技術者の職務状
況を確認することにより、事業用電気工作物を設置する者の保安に関する実態を把握す
るとともに、事故再発防止策の確認及び事故の発生を未然に防止することを目的とする。
２．検査対象
＜火力発電所＞ ３発電所
＜風力発電所＞ １発電所
＜太陽電池発電所＞ １発電所
３．検査対象流通設備の選定理由
電気関係報告規則に基づく事故報告等があった発電所
電気保安の実態を把握するために、立入検査の実施が必要な発電所 ４．検査実施内容
(1) 電気事業法第３９条に規定する技術基準への適合状況
(2) 電気事業法第４２条に規定する保安規程の遵守状況
(3) 電気事業法第４３条に規定する主任技術者の選任状況及び保安監督に関する職務状況
(4) 電気事業法関係法令に基づく諸手続状況
(5) 事故の再発防止対策及び未然防止対策の実施状況
(6) 定期事業者検査及び定期安全管理検査の実施状況

５．立入検査結果（指摘・指示事項）
＜火力発電所＞ ・他設備及び他発電所における溶接事業者検査漏れの確認結果について報告すること。
・メーカーが今後取りまとめる再発防止対策について、確認し追加対策が必要となる
場合は必要な措置を講じるとともに、その結果を報告すること。
＜風力発電所＞
主任技術者が現地事務所に常時勤務していない。
＜太陽電池発電所＞
指摘なし